

岩国市TNR活動に係る猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

岩国市長 福田良彦

## 岩国市TNR活動に係る猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の趣旨に基づき、飼い主のいない猫による生活環境への被害の軽減と猫の殺処分数の削減を図るとともに、動物の愛護を啓発し、飼い主のいない猫の増加の抑制を図り、人と猫との共生社会の実現と市民の生活環境の保全に寄与するため、TNR活動を行う団体に対し、予算の範囲内において岩国市TNR活動に係る猫の不妊・去勢手術費助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、岩国市補助金等交付規則(平成18年規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 市内に生息し、生息地域の住民が飼い主のいない猫として共通の認識を持っている猫をいう。
- (2) TNR活動 飼い主のいない猫を捕獲器等で保護(Trap)し、不妊手術又は去勢手術(Neuter)を受けさせ、元の生息場所に戻す(Return)活動をいう。
- (3) 不妊手術 雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮の摘出手術をいう。
- (4) 去勢手術 雄猫の精巣の摘出手術をいう。
- (5) 手術 不妊手術又は去勢手術をいう。
- (6) 指定獣医師 獣医師法(昭和24年法律第186号)第3条に規定する免許を受けている者であって、原則、市内の動物病院に所属するものをいう。
- (7) V字カット 再手術防止のため、片方の耳の先端をV字にカットする処置で、カット部分の長さを1センチメートル程度とし、雄猫にあつては右耳に、雌猫にあつては左耳に行うものをいう。
- (8) 団体登録 TNR活動を行う団体が助成金の交付を受けるために事前に行う登録をいう。
- (9) 登録団体 団体登録を受けた団体をいう。

(助成対象猫及び助成対象手術)

第3条 助成の対象となる猫(以下「助成対象猫」という。)は、飼い主のいない猫のうち次に掲げる要件を満たす猫とする。

- (1) 原則、外見上健康であり、かつ、生後約6か月以上であると認められること。
- (2) 登録団体の事業実施計画にて助成を受けようとする猫としていること。

2 助成の対象となる手術(以下「助成対象手術」という。)は、助成対象猫に対し指定獣医師において実施する手術とし、当該手術に加えてV字カットを行うものとする。

(助成対象団体)

第4条 助成金の交付の対象となる団体は、登録団体とする。

(団体登録)

第5条 団体登録を受けようとする団体が申請のために市長に提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) 岩国市TNR活動に係る猫の不妊・去勢手術費助成金交付対象団体登録申請書（様式第1号。以下「団体登録申請書」という。）
- (2) 活動予定地域の地図
- (3) 助成を受けようとする猫の一覧（任意の様式で番号が振られているもの）及び当該猫の写真（1匹につき1枚）
- (4) 誓約書（様式第2号）

2 市長は、前項の書類の提出があった場合において、その内容を審査し、団体が次に掲げる要件を全て満たすと認めたときは、団体登録を行い、岩国市TNR活動に係る猫の不妊・去勢手術費助成金交付対象団体登録通知書（様式第3号。以下「団体登録通知書」という。）により申請をした団体に通知するものとする。

- (1) 団体の代表者が市内に住所を有していること。
- (2) 団体の代表者が市税を滞納していないこと。
- (3) 営利を目的としていないこと。
- (4) 代表者を含め2人以上の団体で、代表者が他の登録団体の代表者ではないこと。
- (5) 団体の活動記録及び会計帳簿を記載したものを適切に保管し、市から提示を求められた場合は開示できること。
- (6) 動物の愛護及び管理に関する法律等の関係法令を遵守していること。
- (7) TNR活動を実施する際に次に掲げる事項を適切に実施できる団体であること。
  - ア 猫を保護する前に生息地域の住民に対して事前に周知を行うこと。
  - イ 猫の保護を適切に行い、猫に危害が生じないよう最善の注意を払うこと。
  - ウ 手術済の猫を元の生息地域に戻すこと。
  - エ 地域住民等との間に問題が発生した場合又は第三者に損害を生じさせた場合は、代表者の責任において問題を解決すること。
- (8) 代表者及び構成員が岩国市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 団体登録の期間（以下「登録期間」という。）は、登録を受けた日から登録を受けた日の属する年度の末日までとする。

4 市長は、登録団体に対し、団体登録申請書の内容に変更が生じたときは、岩国市TNR活動に係る猫の不妊・去勢手術費助成金交付対象団体登録変更申請書（様式第4号）を提出するよう求めるものとする。

5 市長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、岩国市TNR活動に係る猫の不妊・去勢手術費助成金交付対象団体登録変更通知書（様式第5号）により申請をした登録団体に通知するものとする。

6 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、団体登録を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段等により団体登録を受けたとき。
- (2) 第2項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(3) その他市長が必要と認めたとき。

(手術の実施)

第6条 市長は、登録団体に対し、登録期間内に団体登録通知書を指定獣医師に提示の上、助成対象手術を受けさせるよう求めるものとする。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、助成対象手術に要する経費（指定獣医師が手術の際に必要な経費と認めるものを含む。）の実支出額とする。ただし、次の各号に掲げる助成対象手術の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 不妊手術（耳のV字カットに要する費用を含む。） 2万円

(2) 去勢手術（耳のV字カットに要する費用を含む。） 1万円

(交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする登録団体（以下「申請者」という。）が助成金の交付の申請（以下「交付申請」という。）のために市長に提出する書類は、次のとおりとする。

(1) 岩国市TNR活動に係る猫の不妊・去勢手術費助成金交付申請書兼請求書（様式第6号。以下「申請書」という。）

(2) 指定獣医師が発行した助成対象手術に要する経費の支出を証する書類の写し

(3) 手術を実施した猫の一覧及び当該猫の写真

(4) 相手方登録申出書

(5) その他市長が特に必要と認める書類

2 交付申請は、同一団体通算で1会計年度につき、1回を限度とする。ただし、活動地域での活動を完了し、団体登録を変更した場合は、この限りでない。

3 交付申請の期間は、登録期間の末日までとする。

(交付の決定及び額の確定)

第9条 市長は、前条の交付申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）及び額の確定をし、岩国市TNR活動に係る猫の不妊・去勢手術費助成金交付決定及び額の確定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付が適当でないと認めたときは、岩国市TNR活動に係る猫の不妊・去勢手術費助成金不交付決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の交付決定は、交付申請があった日の属する年度の予算の範囲内において行うものとし、申請額の総額が、当該年度の予算を超えた場合にあっては、原則、申請書を受理した順及び手術を実施した猫の一覧順に交付決定を行うものとする。

(助成金の交付)

第10条 市長は、前条第1項の規定により交付決定をした者に対し、同項の規定により額の確定をした金額を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 規則第18条の規定による交付決定の取消しに使用する書類は、岩国市TNR活動に係る猫の不妊・去勢手術費助成金交付決定取消通知書（様式第9号）とする。

(助成金の返還)

第 12 条 規則第 19 条の規定による助成金の返還命令に使用する書類は、岩国市 T N R 活動に係る猫の不妊・去勢手術費助成金返還命令書(様式第 10 号)とする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。